

電気需給入札説明書

令和6年12月20日付け茨木市告示第0513号に基づく条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）については、茨木市財務規則（平成3年茨木市規則第15号）その他関係法令に定めるもののほか、この電気需給入札説明書によることとする。

記

1 契約担当部局

〒567-0885 大阪府茨木市東中条町2番13号

茨木市建設部下水道施設課（メールアドレス：gesuidoshisetsu@city.ibaraki.lg.jp）

（HPアドレス：<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kensetsu/gesuidoshisetsu/menu/index.html>）

電 話 072-620-1667

F A X 072-620-1735

2 入札に付する事項

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 件 名 | 公共下水道大池ポンプ場ほか3施設に係る電気需給 |
| (2) 電気需給場所 | 電気需給仕様書のとおり |
| (3) 電力需給概要 | 同 上 |
| (4) 予定使用総電力量 | 647,382kWh/年 |
| (5) 予定力率 | 高圧：100% |
| (6) 電力供給期間 | 電気需給仕様書のとおり |

3 入札参加要件

- (1) 茨木市物品等入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 電気事業法第2条第2項の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。

- (5) 公告の日において、過去2年間に国若しくは公社、公団、公庫等又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められること。
- (6) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、新エネルギーの導入等に関し、「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に掲げる条件を満たすこと。

ただし、一年分の実績に基づく算出が可能となり、様式5を提出することを誓約する場合には、この限りではない。

- (7) 茨木市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うこととする。
- (8) 仕様書等の内容を熟知し、電力供給内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。
- (9) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者
- (11) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規

定による観察処分を受けた団体に該当しない者

4 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び条件付き一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出しなければならない。

なお、次の期間に、申請書及び確認資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 提出書類

ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 許可・認可等調書（様式第2号）

3(2)の許可等の状況を記載すること。

ウ 業務履行実績調書（様式第3号）

(a) 3(5)の確認資料として、過去2年間の主な供給実績等を記載すること。

(b) 3(5)の確認資料として、安定供給確約書（様式第4号）を提出すること。

エ 二酸化炭素排出係数等適合証明書（様式第5号）及び根拠書類

(2) 提出期間

令和6年12月20日（金）から令和7年1月17日（金）（土・日を除く。）午後5時までに提出すること。

(3) 提出場所 1に同じ。

(4) 提出方法 持参または郵送によること。（郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限る。提出期限必着のこと。）

(5) 提出確認

申請書の提出があった者（以下「申請者」という。）には、申請書に受領印を押印の上、その写しを直接もしくはFAXにて交付する。

(6) 入札参加資格の確認

申請者には、令和7年1月23日（木）までに、次に掲げる事項を記載した条件付き一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「結果通知書」という。）をFAX等により通知する。

なお、通知期限の翌日において、いまだ通知がない場合は、1の担当部局に連絡し確認すること。

ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨

イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(7) その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 市長は、提出された申請書及び確認資料を、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。

エ 入札執行日に結果通知書を持参すること。

5 入札参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間

入札参加確認結果通知を受けてから令和7年1月27日（月）（土・日除く。）午後5時までに提出すること。

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送によること。（郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限る。提出期限必着のこと。）

- (2) 市長は、(1)の説明を求められたときは、令和7年1月31日（金）までに説明を求めた者に対し、理由説明書をFAX等により通知する。

6 仕様書等の入手方法等

(1) 期間

令和6年12月20日（金）から令和7年1月10日（金）

(2) 方法

上記期間内に茨木市下水道施設課ホームページより電子文書ファイルをダウンロードすること

7 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記の期間内にあらかじめ電話連絡の上、建設部下水道施設課へメールにより質問書（様式第8号）を提出すること。

ア 提出期間 令和6年12月20日（金）から令和7年1月6日（月）午後5時までに提出すること。

イ 提出場所 茨木市建設部下水道施設課管理係 担当者宛

メールアドレス： gesuidoshisetsu@city.ibaraki.lg.jp

メール件名： 公共下水道大池ポンプ場ほか3施設に係る電気需給に関する質問について

(2) 質問に対する回答

茨木市下水道施設課ホームページにおいて、令和7年1月10日（金）付けで一斉に公表する。

8 入札方法及び契約方法

- (1) 総価で入札に付する。ただし、契約については、単価（税込み）により行うものとし、入札においては基本料金、月別の電力量料金などの単価を設定し、当単価はグループ毎に同一単価とすること。

- (2) 入札書（様式第6号）の入札金額は、予定総額（税込み）を記載すること。また、入札金額はグループ毎の入札金額計算書で得られた各合計額を合わせた総合計の金額を記載すること。

また、入札は、入札書にグループ毎の入札金額計算書を必ず添付すること。

なお、添付がない場合や各入札金額計算書の総合計額と入札金額に誤りがある場合は無効となる。

9 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年2月6日（木）午後1時30分

- (2) 場所 茨木市役所本館6階入札室

10 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金 茨木市財務規則第129条第4項の各号に該当する場合、免除する場合がある。

- (3) 契約書作成の要否 要

- (4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

また、最低金額が2者以上同額であった場合は、グループAの積算金額の最低価格者を落札者とする。

- (5) 支払条件 別紙電気需給仕様書のとおり

11 消費税の取扱い

入札金額は、消費税および地方消費税を加算した電気料金の予定総額を記載すること。（税込みで記載）

※消費税率および地方消費税率は10%で計算することとする。

12 入札に関する条件

- (1) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (2) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。
- (3) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
- (4) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

13 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札。
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札。
- (3) 入札に関する条件に違反した入札。

14 その他

- (1) 茨木市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条第1号から第3項の規定に該当する者については、茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づき措置する。
- (2) 入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、茨木市物品等登録業者指名停止要綱に基づき措置する。
- (3) 落札者は、契約締結時に茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく誓約書を提出すること。
- (4) 取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。